

越 監 公 表 第 2 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和4年（2022年）1月20日付け越監第203号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年3月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

総務部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたものである。(法務課)

【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、申請者の旅費に関する認識が不十分であったこと、さらに、承認者の確認が不十分であったことにより、日当の過支給が生じたものです。

過支給分につきましては、修正処理を行い、令和4年3月分の給与において調整いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例の規定を遵守するとともに、旅費等の支給に関する正しい知識・運用について職員への周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

総務部

【指摘事項】

<財産管理>

(2) 備品管理において、管理及び処分方法に誤りのあるものがあった。

市の物品の管理に関する事務については、越谷市物品管理規則に定めがあり、備品については所定の整理標示を付した上で帳簿を備えて整理し、また、不用となった際には不用決定をした上で処分しなければならないとされている。

備品の管理状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 取得した備品について、管理上必要な標示及び台帳が未整備のまま使用されていたもの。(庁舎管理課)

【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、市役所の庁舎移転に伴い取得した備品について、購入点数が多く整理に時間を要したため、管理上必要な標示及び台帳の整備が間に合わず、未整備のまま使用していたものです。

指摘のありました備品につきましては、整備を済ませ適切に管理しております。

今後は、越谷市物品管理規則を再確認するとともに、課内で共通認識のもと備品管理について周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

総務部

【指摘事項】

<財産管理>

(2) 備品管理において、管理及び処分方法に誤りのあるものがあつた。

市の物品の管理に関する事務については、越谷市物品管理規則に定めがあり、備品については所定の整理標示を付した上で帳簿を備えて整理し、また、不用となった際には不用決定をした上で処分しなければならないとされている。

備品の管理状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 不用となった備品について、不用決定手続きが未処理のまま処分されていたもの。(庁舎管理課)

【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、市庁舎の移転に伴い不用となった備品について、不用決定手続きが間に合わず処分したものです。

廃棄した備品については、購入した備品の整理とともに確認作業を行い、適切に処理いたしました。

今後は、越谷市物品管理規則を再確認するとともに、備品管理について周知徹底し、再発防止に努めてまいります。